

落札率が100%に近い(=予定価格に近い)ほど、最高・最低入札価格差異率が低い(=各業者の入札価格が似通っている)。すなわち、最低価格と最高価格が接近している、という結果となった。

3. 入札制度の改善への取組

(1) 概要

下水道課における入札事務が、県が決定した入札制度の改善方針に従って実施されているかについて説明を聴取した。

(2) 改善への取組状況

奈良県では「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について(中央建設業審議会建議 平成10年2月)」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月17日法律第127号、平成13年4月施行)」(以下、適正化法)に基づき、入札制度の改善に取り組んでいる。主な改善取組状況は次のとおりである。

① 指名業者の事前公表

適正化法施行令(平成13年2月15日 政令第34号)第7条において指名業者名は「契約の締結前に公表することを妨げない」としている。奈良県においては平成13年度から、「奈良県土木部建設工事入札契約情報等の公表に関する事務処理要領」が施行され、指名競争入札の場合は入札通知(指名業者への参加資格通知)の翌日に指名業者名、指名理由を公表している。

② 奈良県入札監視委員会

平成14年度から、奈良県入札監視委員会を設置しており、平成14年6月に第1回の委員会会議を開催している。そして、「奈良県入札監視委員会設置要綱(平成14年6月1日施行)」によると、奈良県入札監視委員会が行う事務は、(ア)県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について当該発注機関からの報告を受けること、(イ)県が発注した工事のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い意見の具申または勧告を行うこと、(ウ)公募型及び通常指名競争入札並びに随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を

行うこと、(エ)その他必要事項について調査及び意見具申または報告をすること、となっている。

③ 予定価格・最低制限価格の事前公表

平成11年度から行われていた直接工事費の事前公表(設計金額が100百万円以上の土木工事のうち、奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会において選定した工事)に代えて、平成14年9月1日から、一部の工事(設計金額が80百万円以上150百万円未満の土木工事のうち、奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会において選定した工事)について、予定価格・最低制限価格の事前公表を行っている。

④ 郵便による入札

現在、奈良県契約規則第5条第2項において「入札書は、知事が特に必要があると認めた場合に限って書留郵便で差し出すことができる。(以下省略)」とあり、奈良県が特に必要と認めた場合のみ郵便による入札が可能となっていたが、平成14年7月1日から「土木部における建設工事等の競争入札に係る郵便入札試行取扱要領」が施行され、郵便による入札を開始した。

⑤ 業者格付決定過程と指名業者の選定理由の公表

指名業者選定時の根拠として工事種別毎の格付(土木一式工事についてはA～F、建築一式工事についてはA～E、その他の工事についてはA～C)があり、その格付は奈良県土木部建設工事請負業者資格審査要領によって定められている。

同要領第9によると、工事業者格付の決定方法は客観的要素と主観的要素を評定し、それぞれの評定点を合計した総評定点及び特別評定事項を総合的に勘案して行われている。客観的要素判定基準は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に定める建設業者の経営に関する事項(経営事項審査)によっており、主観的要素判定基準は「工事成績」、「信用度」によっており。特別評定事項は「資本金」、「建設業に従事する技術職員数」、「過去の格付状況」、「その他の格付に必要と認める事項」から構成されている。

県では現在、業者の格付及びその基となる客観的要素(経営事項審査点数)を公表し、主観的要素、特別評定事項の決定は奈良県建設工事等競争入札参加資格審査会で行っているが、非公表である。

また、指名業者の選定理由の公表については、根拠法令(自治令第167条第1項第3号など)と奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会または奈良県土木部

土木事務所建設工事請負業者選定審査会において選定された理由の項目(例えば、選定業種、選定地域、経営事項審査点数等)は公表されているが、その選定理由項目の個々詳細な内容までは公表していない。

上記①及び⑤については、平成13年度から導入されている制度であり、下水道課において当該決定事項に準拠していることを確かめた。

また、②から④については、平成14年度から導入されている制度であり、今回の監査対象にはしていない。

VII 下水道公社関係

1. 予算額と決算額との差額原因分析について

(1) 概要

平成13年度の下水道公社の当初予算額と決算額との比較は次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	予算額	決算額	差額
<収入>			
基本財産運用収入	60	28	△37
補助金収入	436,239	414,344	△21,895
事業委託収入	—	—	—
維持管理委託収入	3,287,513	2,813,968	△473,545
排水設備工事責任技術者試験講習等手数料収入	4,484	4,494	10
退職給与引当金取崩収入	—	—	—
雑収入	900	1,618	718
(当期収入合計)	3,729,196	3,234,454	△494,742
前期繰越収支差額	24,800	27,205	2,405
収入合計	3,753,996	3,261,659	△495,337
<支出>			
普及啓発事業費	2,813	2,812	1
研修事業費	456	195	△261

建設工事委託事業費	—	—	—
管理費	113,864	101,075	12,789
特定預金支出	—	—	—
維持管理委託事業費	3,591,888	3,109,624	△482,264
排水設備工事責任技術者試験講習等事業費	4,084	4,030	△54
固定資産取得支出	18,400	18,000	△400
支出合計	3,731,505	3,235,738	△495,767
当期収支差額	△2,309	△1,284	1,025
次期繰越収支差額	22,491	25,920	3,429

(2) 意見

下水道課においても下水道公社においても、下水道公社の当初の予算額と実績額との差額の原因分析が十分には行われていない。下水道公社の平成13年度予算額と実績額を比較すると大幅な差異が生じている。

維持管理委託事業費の差額482,264千円について、費目別に調査したところ、浄化センターの流入水量減少に伴う薬品費、水道光熱費等の減少、第二浄化センターの下水汚泥セメント資源化事業の延期に伴う汚泥処分費の減少が要因であった。

維持管理委託事業費の主な差額の内訳(費目別差額1億円以上)は次のとおりである。

(単位：千円)

費目	予算	決算	差額	主な差額内容
浄化センター	374,437	113,258	△261,179	流入量減少等による
薬品費	568,461	439,222	△129,239	流入量減少等による
光熱水費				電気代の減少
第二浄化センター	460,724	274,603	△186,121	セメント資源化事業延期等による減少
汚泥処分費				

管理目的上、毎年、下水道公社において予算額と実績額とを比較し、差額原因が効率的運営による減少によるものか、流量増減によるものか等、より厳密に分析を行う必要がある。また、下水道課もその分析内容の報告を受ける必要がある。

さらに、下水道課においては、下水道公社への維持管理委託料の予算策定にお

いて、前年度(実務的には前々年度)の子算と実績との差異分析の結果を反映させていないが、予算策定においては、当該差異分析結果を反映させることが必要と考える。

2. 委託契約にかかる業務報告

(1) 概要

奈良県は、下水道公社に対して次の各流域下水道の維持管理を委託している。

- 大和川上流流域下水道
(浄化センター区域、第二浄化センター区域)
- 宇陀川流域下水道
- 吉野川流域下水道

当該維持管理については、奈良県と下水道公社との間で「奈良県流域下水道維持管理に係る委託契約書」(以下「委託契約書」という)を締結している。

当該委託契約書に基づき「業務処理要領」において、下水道公社が、奈良県に報告等しなければならないと定めている事項は、次のものである。

区分	報告を要する場合または内容	時期
定例報告	<ul style="list-style-type: none"> ・各浄化センター流入下水道量及び処理結果報告 ・業務完了報告書 	翌月20日まで 翌年度4月30日まで
随時報告	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質下水、ゴミ等の流入 ・天災地変 ・事故等による人身被害、施設毀損、処理機能障害、放流水水質不適合等が生じた場合 ・その他奈良県が指示した場合 	事故発生後直ちに 指示時期または適宜

(2) 意見

委託契約書を開覧し、契約内容の確認を行うとともに、処理要領に定められている業務報告の実施状況を調査した。

① 定例報告について

下水道課は、下水道公社から「業務完了報告書」を翌年度4月末までに提出を受ける取扱いとなっている。下水道公社は業務完了報告書に該当するものとして「H〇〇年度 維持管理費受託事業費 物件費 決算額」の報告書を受託費精算時に下水道課に提出しているものの、「業務完了報告書」の名称での定例報告文書の提出を行っていない。

下水道課は業務完了報告書の記載内容を明確にする必要があり、一方、下水道公社は処理要領に従い「業務完了報告書」を翌年度4月30日までに提出する必要がある。

② 随時報告について

処理要領において、下水道公社が奈良県に対し定例報告のほか随時報告を行うことを定めているものの、随時報告の具体的な報告基準が定められておらず、下水道公社の判断により報告されるところである。随時報告は、リスク情報としてきわめて重要な内容のものであると考えられることから、報告の具体的な基準を定め、当該基準に従い報告することが必要である。

3. 業務処理要領に定められている保管すべき資料

(1) 概要

奈良県と下水道公社との間の業務委託契約書(平成6年4月1日付)において、下水道公社の業務実施については「業務実施要領」に従い、次表に掲げる記録を作成し保管しなければならないと定められている。

1. 各浄化センターにかかるとの	(1) 下水処理施設関係	(2) 汚泥処理施設関係
	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 運転日報 (イ) 運転月報 (ウ) 運転年報 (エ) その他必要な記録 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 運転日報 (イ) 運転月報 (ウ) 運転年報 (エ) 精密試験成績表 (オ) その他必要な記録

2. 幹線管渠に係るもの	(1) 流入水量月報 (2) 流入水質調査記録 (3) その他必要な記録
3. その他	(1) 施設見学者記録 (2) 施設夜間巡視記録 (3) 設備等定期点検記録 (4) 施設台帳 (5) 備品等受払表 (6) 処理用資材台帳 (7) 関係法令により記録が義務づけられたもの (8) その他必要な記録

しかし、下水道公社において、浄化センターごとに保管されている資料名は、必ずしも業務処理要領において定められている名称と一致していない。また、浄化センターごとに名称、様式等が不統一である。

(2) 意見

下水道課において、下水道公社保管記録の整備状況の確認・指導について質問を行った。また、下水道公社において、保管されている記録の状況を調査した。その結果、例えば、上表1.(1) 下水処理施設関係の処理要領で規定されている資料名称と「実際に備えおかれている資料名称」を示すと次のとおりである。

要領で規定されている資料名称	実際に備えおかれている資料名称			
	浄化センター	第二浄化センター	宇陀川浄化センター	吉野川浄化センター
(ア) 運転日報	汚水処理設備業務日報	<ul style="list-style-type: none"> 電気・機械設備保全業務日報 汚水処理業務日誌、浄化日誌他 	<ul style="list-style-type: none"> 水処理施設日常点検表 急速濾過設備点検表 主ポンプ、送風機運転日報 	<ul style="list-style-type: none"> 水処理・汚泥処理業務日誌 水処理日報 電気点検日報 機械点検日誌

(イ) 運転月報	汚水処理作業業務実施報告書	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理作業業務実施報告書 水処理点検整備報告書 水質業務報告書 管理月報 機器運転状況報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 月報及び年報「宇陀川浄化センター-管理一件綴」 	<ul style="list-style-type: none"> 月報
(ウ) 運転年報	汚水汚泥処理作業業務完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理作業業務実施報告書 管理年報 機器運転状況報告書 		<ul style="list-style-type: none"> 年報
(エ) その他必要な記録		<ul style="list-style-type: none"> 汚泥処理平常試験 	<ul style="list-style-type: none"> 業務日誌 	

下水道公社は、各浄化センターでの現在の保管資料の内容を確認の上、現場担当者以外の者にも資料名により内容が容易に判明するように、要領に従って必要な内容について報告書の名称・様式を統一し備え置くことが必要である。また、下水道課は、委託契約に定められた「公社に保管すべき資料」の名称にあわせた資料の保管を下水道公社が行うことを、指導し、確認することが必要である。

4. 下水道公社の自主事業について

下水道公社は自主事業として、①普及啓発事業、②研修事業、③下水道設備工事責任技術者の試験等の実施を行っている。

事業名	事業の内容
①普及啓発事業	広く県民に下水道事業の役割を理解してもらうため、年間を通じて各浄化センターで見学者を受け入れるとともに、下水道生活実践教室の実施等により、幅広く普及啓発に努める。 (平成13年度来場者数 小学生4,116人、一般1,555人)
②研修事業	市町村下水道処理事業対象者を対象とした研修の実施。
③下水道設備工事責任技術者の試験等	下水道設備工事責任技術者の試験及び更新講習等の実施。

自主事業については、県に対し予算請求はされておらず、下水道公社の自主財源により実施している。これら自主事業のうち、特に普及啓発事業については、県民の理解を得ながら下水道事業を進めていく上で不可欠の事業であり、本来は県が実施すべき事業と考えられる。県と協議・検討のうえ、予算を査定し事業を進めていく必要があると考える。

5. 工事施工業者からの請求書日付について

下水道公社が保管している工事施工業者からの請求書を調査したところ、請求書の日付と支払伝票の日付とが一致していた。このことについて質問したところ、これは業者から提出された請求書の請求日記帳漏れの場合に下水道公社において業者へ日付を確認して記入したためとの回答があったが、請求書の請求日と支払伝票日付が一致することは通常考えられない。したがって、請求書については、実際の請求日を明確にするため、下水道公社担当者が日付を記入するのではなくその都度日付を記入した請求書を業者から入手する必要がある。

6. 工事完了報告書について

工事の完了を確認するために、担当職員が現場に立ち会い竣工検査を行うとともに、施工業者より工事完了報告書の提出を受け、その添付資料として「工事日報」「工事写真」を入手している。「工事写真」は、設計図書に基づいて施工されたことを証明するものであるため、撮影日付を記入する等により工事日報との照合が確実に行えるようにすることが望ましい。

Ⅳ 下水道公社の維持管理費等の分析

下水道公社の維持管理費等の分析について、企業会計的観点での分析を損益分岐点分析の手法により実施した。

1. 分析の方法

- ・平成12年度の下水道公社より入手した数値によって分析した。
- ・損益分岐点分析での収入額、費用額について
 - ①収入額は、下水道公社の費用額と対応させるため、「市町村から徴収した流域下水道維持管理費負担金」から「下水道統計上の手法を用いて起債償還分を計算した額」及び「流域下水道総務費相当額」を除いた額とした。
 - ②各浄化センターの費用額は、下水道公社で発生する費用とし、下水道課で発生する間接費用は含まれていない。
 - ③費用額の固定費、変動費の区分は、次のとおりとした。
 - 固定費：人件費、運転管理委託費、水質測定委託費、その他の委託費
 - 変動費：電力費、汚泥処分費、薬品費、燃料費
 ポンプ場その他関連費用は、費用額から除いている。
- ・損益分岐点の収入額は、次の算式により計算している。
 - 損益分岐点の収入額 = 固定費の金額 ÷ 限界利益率 (1 - 変動比率)

2. 維持管理費等の分析

(1) 収支状況

平成12年度の下水道公社の維持管理費等の収支状況及び浄化センターの費用の発生状況をまとめると、①、②の各表のとおりである。